

令和 8 年度

兵庫県立神戸北高等学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

校訓「誠実・規律・信愛・実践」のもと、地元で活躍し、地域に貢献する人の夢と志を実現することを目標としている。生徒の自律性やコミュニケーション能力の向上を図ることで、全校生徒が安心した学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見に取り組む。いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するため、いじめ防止基本方針(いじめ防止全体計画)を定める。

2 基本的な考え方

本校は、上に示した教育目標のもと、積極的にボランティア活動に取り組んでおり、中でも福祉ボランティア類型では、様々な特色ある科目を開設し、地域に貢献できる人材の育成を図っている。

具体的には、「里山づくり」「唐櫃台地域合同防災教育活動」をはじめとする、様々なボランティア活動やふるさと貢献活動に参加することで、生徒自身の自己有用感やコミュニケーション能力を育てている。また、生徒がいきいきと学校生活を過ごせるよう部活動の活性化を図り、安心して教育活動が行える学校を目指し取り組んでいる。

いじめについては、「いつでも、どこでも起こり得る」ということを教職員が認識をし、生徒とともに、いじめを未然防止しなければならない。そのために以下の指導体制を構築し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりに取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3)いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1)重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

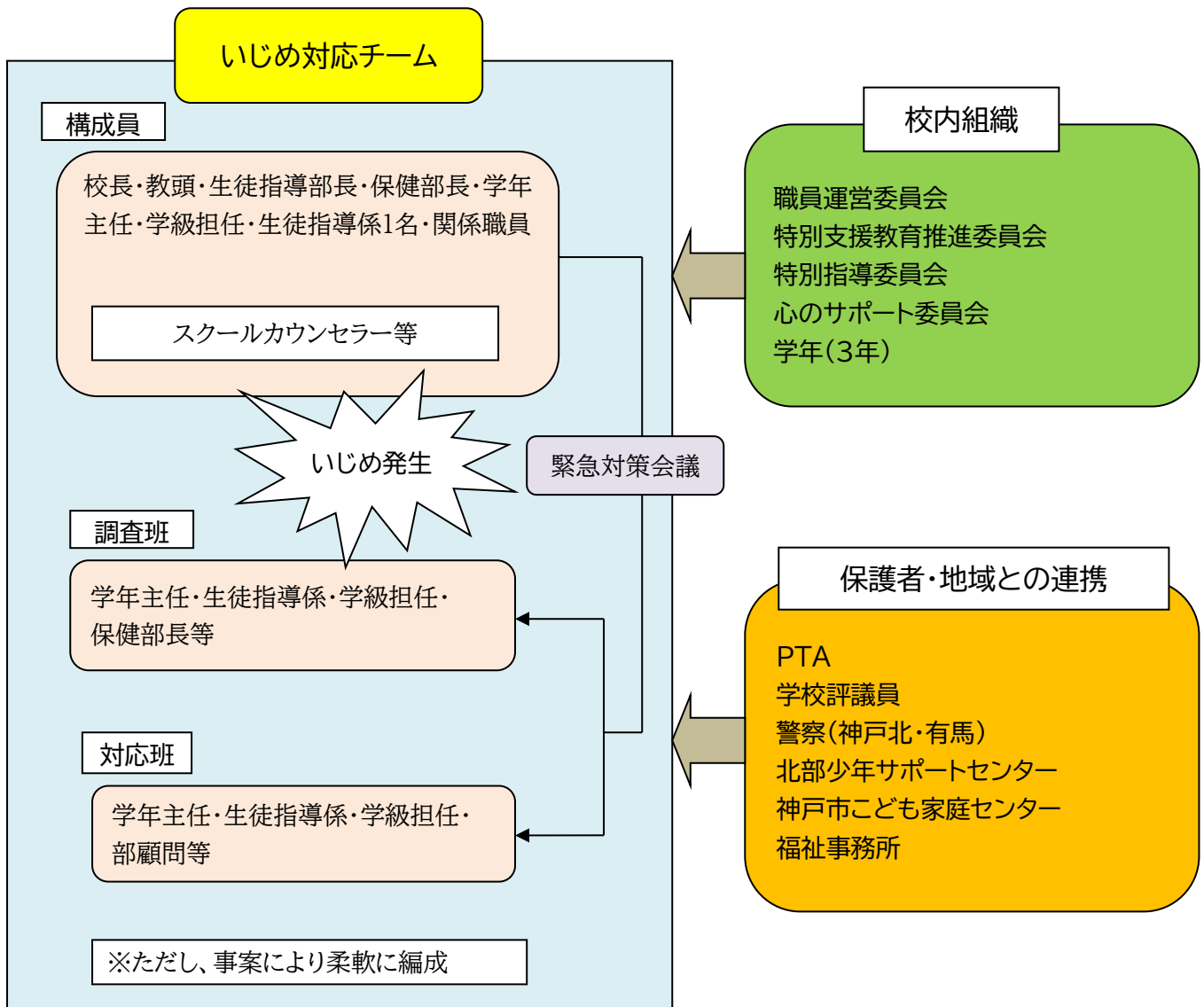
誰からも信頼される開かれた学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会をはじめ、保護者会などあらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、この基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。尚、見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校評議員会や保護者会等の機会において意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

別紙1

- いじめ問題への取組に当たっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に取り組む。(人権教育・道徳教育・体験活動等)
- いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置する。
- 一部の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行き、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。
- 対応の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」を参照する。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 1 昇降口の靴箱の靴や上履きが乱雑に入れてある。
- 2 天井や掲示物が破れていたり、机に落書きがある。
- 3 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- 4 トイレのスイッチが壊れている。トイレが汚い。
- 5 グループ分けをすると特定の生徒だけが残る。
- 6 特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 7 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
- 8 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 9 クラスの中で周囲の者の顔をうかがっている生徒がいる。
- 10 授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている。

いじめられている生徒

- 11 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 12 早退や一人で下校することが増える。
- 13 遅刻・欠席が増える。
- 14 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 15 友達に悪口を言われても言い返さないで愛想笑いをする。
- 16 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる。
- 17 一人であることが多い。
- 18 教職員の近くにいたがる。職員室によく来る。
- 19 持ち物や机に落書きをされる。
- 20 靴箱のくつ(上履き・登下校用下足等)をいたずらされる。
- 21 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 22 弁当にいたずらされる。
- 23 昼食を一人で食べていることが多い。
- 24 ひとりで掃除をしていたり、いつもゴミ捨ての当番になっている。
- 25 持ち物や机、トイレなどに落書きをされている。
- 26 手足に傷やあざがある。
- 27 不必要なお金を持って来たり、友達に奢るなどをする。
- 28 部活動を休むことが多くなり、突然やめると言い出す。
- 29 理由もなく成績が突然下がる。
- 30 けがの状況と本人が言う理由が一致しない。

いじめている生徒

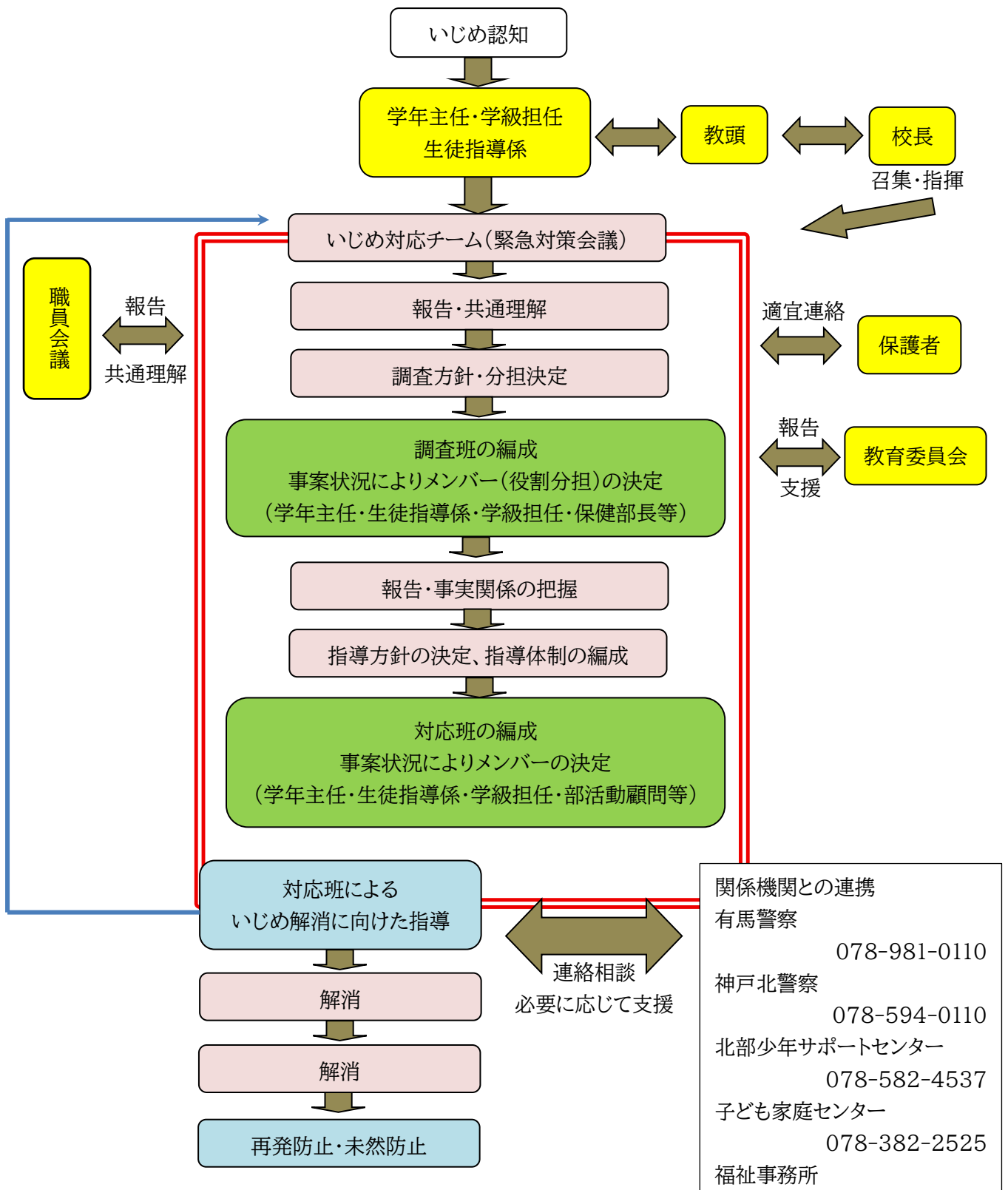
- 31 あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- 32 教職員の指導を素直に受け取らない。
- 33 他の生徒に対し威嚇する表情をする。
- 34 特定の生徒のみ強い仲間意識を持つ。
- 35 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。
- 36 教職員によって態度を変える。

年間指導計画

別紙3

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム会議 (指導方針・計画作成)	個人面談	個別面談
	職員研修等	里山づくり	生活実態アンケート
		生徒指導講演会(情報モラル)	教育相談
5月	事案発生時 緊急対策会議 職員会議		教育相談
6月			いじめアンケート①個別面談
		里山づくり	教育相談
7月		地域行事参加	学校評議員会①
		里山づくり	三者面談 教育相談
8月		地域行事参加	三者面談
9月			個別面談 生活実態アンケート
		里山づくり	教育相談
10月		あいさつ運動	
		クリーンアップ作戦 里山づくり	教育相談
11月		唐櫃台地域防災教育	
			いじめアンケート②個別面談 教育相談
12月			
1月		里山づくり	教育相談
		地域の凧揚げ・餅つき	学校評議員会②
2月		里山づくり	教育相談
			いじめアンケート③個別面談 教育相談
3月			
	いじめ対応チーム 本年度のまとめ		

- ※ 緊急対策会議はいじめ対応チームにより開催する。
- ※ 職員会議・研修会等でいじめに対する指導方針や指導計画の共通理解と徹底を図る。
- ※ いじめアンケートは原則として学期に1回実施する。
- ※ 上記のほかに、講演会や全校集会、ホームルーム活動等を通して、コミュニケーション能力やインターネットを適切に活用する能力の育成、人権意識の高揚を図る。



※いじめの解消に向けての取組では、迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、その日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討協議をして慎重に対応する。